

[事案 2023-300] 損害賠償請求

・令和6年9月26日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年8月以降に契約した3件の契約（契約①②③）について、契約①は平成25年1月から3月の間、契約②③は平成24年8月から9月と同年12月から平成25年5月の間、保険料が未納（未納①）となり、自動振替貸付が適用となった。また、契約①②③について、平成25年5月に保険料振替口座の変更手続を行ったが、保険会社で口座変更手続が漏れていたため、契約①は同年5月から8月の間、契約②③は同年6月から8月の間、保険料が引き落とされず、これらの未納（未納②）分について別途振り込みを行い、口座振替は同年9月から開始された。しかし、以下の理由により、未納②の保険料振込日以降の、未納①の自動振替貸付の利息相当額を損害賠償してほしい。

(1) 口座変更手続の際、「お金はあるので未払い分を払います」と募集人に話したが、「解約時にこのままの金額が引かれるだけです」と説明され、自分は心身疲弊していて振り込みに行けない状況だったので支払うのを諦めた。募集人から、きちんとした利息の説明はなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 毎年4月に発送している自動振替貸付残高の通知には、利息を含んだ残高や利息がつく等の記載があるため、申立人は利息の発生を理解することができた。また、自動振替貸付の適用月に発送する通知には利息がつく等の記載がある。
- (2) 口座変更手続の際、募集人は「利息はあまりかからない」とは案内したが、「解約時にこのままの金額が引かれるだけです」とは説明していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、口座変更手続当時の説明状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。